

群馬県被措置児童等虐待対応要領

I 趣旨

今般、児童福祉法の改正（平成 20 年改正）において、後を絶たない施設等職員による児童虐待事件を背景に、子どもの権利擁護の観点から、被措置児童等虐待防止のための枠組みが規定されたところである。

そこで、被措置児童等に対する虐待事案に対して、県や関係機関が講ずべき措置の速やかな遂行を図るため、本要領を定める。

II 被措置児童等への対応

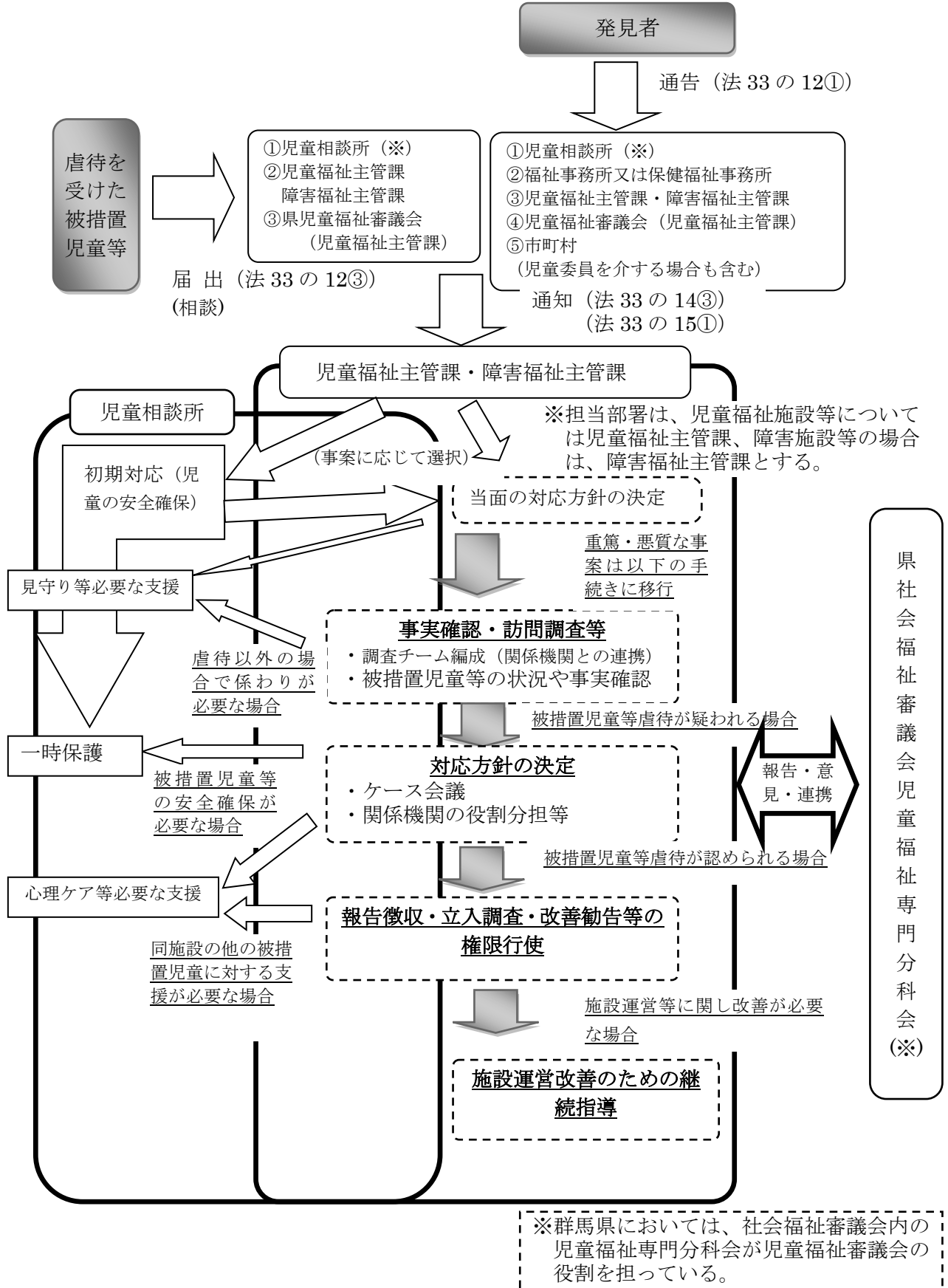
1 定義

(1) 被措置児童等虐待・・・「施設職員等」が「被措置児童等」に対して身体的、心理的、性的虐待及び養育等の放棄を行うことをいう。

(2) 施設職員等及び被措置児童等・・・以下に掲げるとおり

項目	範囲
施設職員等	<ul style="list-style-type: none"> ① 小規模住居型児童養育事業に従事する者 ② 里親若しくはその同居人 ③ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の長及びその職員その他従業者 ④ 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の長及びその職員その他従業者 ⑤ 指定医療機関の管理者その他従業者 ⑥ 一時保護所を併設する児童相談所長、当該施設の職員その他従業者 ⑦ 委託を受けて一時保護を加える業務に従事する者
被措置児童等	以下の施設等に委託され、又は入所する児童 <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模住居型児童養育事業者 ② 里親 ③ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 ④ 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 ⑤ 指定医療機関 ※ 児童自立生活援助事業者、母子生活支援施設についても上記施設等に準じた取扱いを行う。
	以下の施設等に保護（委託）された児童 <ul style="list-style-type: none"> ① 一時保護所 ② 一時保護委託を受けた者

2 対応の枠組み



3 通告等への対応

(1) 通告・届出受理機関が行うこと

発見者からの通告や被措置児童等（以下「児童」という。）本人からの届出を受けた機関は、把握した情報から県による事実確認等の必要があると認めるときは、別記様式1及び2により、速やかに県担当部署に通知すること。

県担当部署	施設等
児童福祉主管課	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、小規模住居型児童養育事業者、児童自立生活援助事業者、一時保護所、一時保護委託を受けた者、母子生活支援施設
障害福祉主管課	知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、指定医療機関

(2) 受理の際に確認する事項

◎ 『通告』を受けた職員は「被措置児童等虐待通告等受理票」（別記様式3）（以下「受理票」という。）に、被措置児童等虐待（以下「虐待」という。）の状況や児童の状況、通告者や相談者の情報等、可能な限り詳細な情報を記録すること。単なる相談であっても受理票による記録を取ることを。

確認事項は受理票に掲げるとおりであるが、特に、児童の生命や身体等に危険がないか等の児童の状況については、可能な限り詳細に把握すること。

◎ 『届出』（児童本人からの届出）を受けた職員は、必ず児童の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握すること。

- ①虐待の内容や程度
- ②児童に協力してもえらえる人がいるか
- ③児童との連絡方法

これらの他、可能な範囲で、受理票に掲げる確認事項について把握すること。

(3) 児童相談所へ児童本人から届出があった場合の対応

◎ 電話等による届出の場合

来所を促すか、来所が困難な場合は児童の居所へ職員が出向くことを伝え、児童との接触について具体的な段取りを相談する。その際に児童の意思を尊重して対応することを十分に伝えること。

◎ 手紙による届出の場合

児童が特定できる場合には、児童の状況を把握するとともに、可能であれば児童に連絡を取り、電話等による場合と同様、来所等について児童と相談する。児童に施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時に接触する等配慮すること。

◎ 児童が直接来所した場合

児童の状況や意向等を確認し、状況の緊急性に応じて一時保護等必要な措置について検討、判断すること。一時保護の必要性がないと判断した場合においても、児童との今後の連絡方法や対応について児童が理解できるように説明すること。

4 県の対応

(1) 関係機関等への連絡等

県は、通告等を受けた場合において、県内児童相談所等県内措置等機関の措置

児童等であれば担当措置等機関に、県外から措置された児童であれば措置した都道府県等（担当部署）に連絡する。

※ 通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県、里親認定した都道府県が行うことになるので、本県が所管する施設や認定した里親に県外機関から措置等されている児童に係る事案については本県が担当機関となり、県内の児童相談所から県外施設等に措置等されている児童の事案については、施設等を所管する都道府県へ引き継ぐこととなる。

(2) 当面の対応方針の決定

通告等を受けた場合は、速やかに所属長に報告するとともに、事案の緊急性等を踏まえ、児童の状況把握や事実確認を行う必要性の有無について検討し、速やかに当面の対応方針を決定する。

(3) 調査チーム等の編成（関係機関との役割分担）

事案の緊急性等を踏まえ、児童相談所等との連携、役割分担等により調査チームの編成（施設監督担当者と児童相談所の児童福祉司、児童心理司、看護師等）を行うなど、児童の状況把握や事実確認を的確に行えるよう体制を整える。

この際、児童の生命・身体に危険が及んでいる、他の入所児童にも危険がある、児童が精神的に追い詰められている場合など、緊急的な対応が必要な場合には、一時保護等必要な措置がとれるよう児童相談所等と連携する。

また、県立施設（一時保護所、児童自立支援施設、知的障害児施設等）における事案の場合は、調査の客観性が保たれるように、調査段階から県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）委員の協力を得るなどの体制を整える。

(4) 児童の状況把握及び事実確認

調査に関しては、以下の項目を例に実施する。

◎ 調査手法の例

- ・ 虐待を受けたと思われる児童や他の入所児童等への聞き取り
- ・ 施設職員等への聞き取り
- ・ 施設等における日誌等の閲覧
- ・ 児童の居室等の生活環境の確認

◎ 把握が必要な情報の例

- ・ 児童の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・ 児童に対する施設等の対応（治療の状況、児童へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況等）
- ・ 児童の保護者等に対する施設等の対応
- ・ 施設等から関係機関への連絡の状況（措置等機関、事案によっては警察等）
- ・ 他の入所児童の虐待被害の有無
- ・ 他の入所児童への影響

《留意点》

- ・ 聞き取り調査を行う際には、全ての入所児童や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮すること。
- ・ 児童からの聞き取りを行う際には、配慮に欠けた対応によって児童を傷つけるなど二次被害が生じないように対応すること。
- ・ 複数の職員で聞き取りを行う場合は、質問事項をあらかじめ決めておき、

職員の間で差異が生じないように工夫すること。

- ・ 施設職員や児童が聞き取りを拒否したりする場合においても、改めて聞き取りを行ったり、他の職員、児童からできるだけ多くの情報を収集するなど工夫すること。
- ・ 虐待を受けているかどうか確認が得られない場合であっても、通告者や届出者からできるだけ詳細に聞き取りを行い、虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理すること。

(5) 対応方針の決定

児童や施設等に関する状況を把握し、審議会の意見を取り入れながら、対応方針（報告徴収・立入調査・改善勧告等の権限行使等）を決定する。

(6) 審議会への報告、意見聴取、連携

通告等の受理後、事案の内容（緊急性等）に応じて適宜審議会に報告等を行う。

ただし、県立施設における事案の場合は、調査段階から各委員への協力を得るなど必要な対応をとる。

《報告事項》

- ・ 通告、届出等がなされた施設等の情報
（名称・所在地・施設種別等）
- ・ 虐待を受けていた児童の状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ・ 確認できた虐待の状況
（虐待の種別、内容、発生要因）
- ・ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ・ 県が行った対応
- ・ 虐待が行われた施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

(7) 児童に対する支援

事実確認等を踏まえ、施設職員等からの虐待の事実が明らかになった場合には、県は児童相談所等と協力し、審議会の意見を取り入れながら児童に対し、以下のような支援を必要に応じて行う。

- ・ 虐待を受けた児童の心情の聴取と事実の説明
- ・ 児童や他の入所児童の心的外傷の状況把握と対応
- ・ 必要に応じて措置変更や一時保護
- ・ 専門機関や医療機関による支援
- ・ 児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア

(8) 保護者への説明

児童への対応方針を検討し、児童相談所、施設等との連携の上、児童（必要に応じて他の入所児童）の保護者に対して対応方針の説明を行う。

(9) 施設への指導

虐待の事実確認等を踏まえ、児童相談所等と協力し、審議会の意見も取り入れながら、以下の観点から当該虐待に関する検証を行う。

- ・ 当該虐待が起こった原因
- ・ 施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・ 再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえながら、施設等や法人に対し、児童福祉法第 46 条の規定に基づく権限を適切に行使する。

施設に対する指導・勧告・命令等については、法人の組織としての対応状況を踏まえて行い、指導等の後においても、当分の間は改善の進捗状況等を継続して見守り、どのように改善されたか等について確認する。また、これらの対応を行った後は、速やかに審議会に報告する。

(10) 警察への告発、被害者による告訴の支援

虐待の事実があった場合、児童の最善の利益の観点から、行政としての告発や被害者による告訴の支援を行う。

(11) 虐待の状況の定期的な公表

毎年度、虐待の状況、虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を県ホームページ上で公表する。公表の対象となる虐待は、県が事実確認を行った結果、虐待が行われたと認められた事案とする。

《公表する項目》

①虐待の状況

- ・虐待を受けた児童の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）
- ・虐待の種別（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②虐待に対して県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他事項

- ・施設種別、小規模住居型児童養育事業、里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

III 施行期日

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式1)

第 年 月 日 号

群馬県児童福祉主管課長 } 様
群馬県障害福祉主管課長 }

市町村長
保健福祉事務所長
福祉事務所長
児童相談所長

被措置児童等虐待に係る通告（届出）について

このことについて、児童福祉法第33条の14第1項の措置が必要と認められるため、下記のとおり、同法同条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通告（届出）の内容
別添「被措置児童等虐待通告等受理票」のとおり
- 2 その他参考となるべき事項

(別記様式2)

第 年 月 日

群馬県児童福祉主管課長
群馬県障害福祉主管課長 } 様

群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童措置・虐待対応専門部会長

被措置児童等虐待に係る通告（届出）について

このことについて、児童福祉法第33条の15第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通告（届出）の内容
別添「被措置児童等虐待通告等受理票」のとおり
- 2 その他参考となるべき事項

(別記様式3)

被措置児童等虐待通告等受理票

受付日時	年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	-----------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト(養育の怠慢・放棄) 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 (虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について)	

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・() 学校・その他				学年等	
施設等名称						
施設等場所						
施設等代表者				担当者名・職名		

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳
児童との関係			役職名	

通告者について

氏名			男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属			連絡先